

湖北圏域病院再編事業支援業務委託仕様書

1 業務名称

湖北圏域病院再編事業支援業務

2 業務の目的

湖北圏域地域医療構想及び市内4病院長が令和元年8月に合意した病院の機能再編案（A B C D再編案）の実現に向け、令和5年9月に市が発表した「長浜市病院再編方針」に基づく病院再編を進めていくため、「湖北圏域病院運営検討会議」や「（仮称）湖北圏域病院運営協議会」での議論を踏まえた基本構想（病院ビジョン）の策定及び当該検討会議や協議会の各部会（診療科検討部会、経営面に係る検討部会）やその他各種検討の支援を行うことを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月25日までとする。

4 業務の場所

長浜市内全域

5 業務の内容

湖北圏域地域医療構想及び長浜市病院再編方針等の実現に資する長浜市立2病院及び長浜赤十字病院（以下「3病院」という。）の機能再編及び診療科再編並びに経営一体化の推進にあたり、市が、日本赤十字社や長浜保健所とともに設置する「湖北圏域病院運営検討会議」、「（仮称）湖北圏域病院運営協議会」やそれらの各部会を活用して、3病院がA B C病院としてそれぞれに担う役割、診療機能や病床数等をまとめ、再編後の未来に希望が持てる基本構想（病院ビジョン）を策定する。

そのために、当該運営検討会議や協議会、各部会の運営、病院再編に係る各種課題や影響等を踏まえたデータ収集、調査分析等を支援する。

ア) 医療提供体制にかかる基本構想策定支援

- ①病院再編（機能再編、診療科再編、指定管理による経営一体化）に係る全体課題の整理
- ②病院再編完了までの全体スケジュールの作成
- ③湖北圏域の4病院（3病院とセフィロト病院）に求められる役割や担うべき医療機能の整理
- ④標榜診療科、病床数、職員配置数等の整理
- ⑤A B Cの各病院間及び関連施設（訪問看護等）との連携に関する検討

- ⑥A B Cの施設改修・整備方針、事業費算定
- ⑦既存設備備品の活用方針、新規設備備品の整備方針の検討
- ⑧施設基準や施設認定等（3次救急やがん診療拠点病院等）への影響の整理
- ⑨上記を踏まえた3病院の基本構想（病院ビジョン）策定

イ) 病院再編にかかる諸条件の整理検討支援

- ①長浜市病院再編方針に基づく指定管理を前提とした医療提供体制の大枠整理後における3病院の経営シミュレーションの作成
- ②機能及び診療科の再編が3病院の経営に対して与える影響の整理
- ③指定管理による経営一体化に係る条件の整理、検討
 - I. 財政的な措置
 - 3病院の経営安定化と市財政を両立する指定管理者負担金、政策的医療交付金、補助金等の検討。機能及び診療科の再編に伴う投資計画の検討。
 - II. 人事関連
 - 3病院の経営・人事（各病院の規程、給与差額、人員構成、報酬制度、労務管理等）の比較分析。市職員との比較。職員処遇・転籍・退職を要する職員対応方針、機能相応の人件費や現給保障、転籍手順等の検討。アンケートの作成及び分析。
 - III. 各種委託業務等
 - 3病院の各種委託業務等の現状整理、経営形態移行後の業務委託方針の検討。医療機能の維持に係る要求水準の検討。
- ④上記以外の経営形態での病院再編等、新たに検討が必要な事項に関する分析、検討

ウ) 経営形態移行期にかかる対応方針にかかる支援

- ①経営形態移行時の事業計画の作成
- ②診療科の（暫定）集約にかかる経営の収支見通しの分析
- ③当面の間、集約対応する診療科、救急受入対応案の作成
- ④A B病院改修に伴う建設費・設備費等の算定（先行分）

エ) 会議運営、資料作成、記録等の支援

- ①病院運営検討会議（又は病院運営協議会） 4回程度
- ②診療科検討の会議 10回程度
- ③経営面検討の会議 4回程度
- ④上記会議体の会議記録の作成
- ⑤各会議開催前の事務局打合せの開催支援及び記録の作成（毎週1回程度）
- ⑥必要となる各種データの収集、仲介、取りまとめ
- ⑦啓発事業の支援

6 業務実施上の留意事項

本業務の実施にあたっては、地域医療構想及び長浜市病院再編方針等関連する計画を十分に理解し、支援を行うこと。また、業務遂行に際しては、委託者との連絡調整を十分に行うとともに、次の点に留意し、円滑に業務を実施すること。

(1) 担当者の配置

受託者は、医療行政及び病院整備、運営について相当な知識と技術を有する人員を適切に配置するとともに、自社の社員の中から、本業務に関する責任者となる統括責任者及び本業務の実務を主となって担当する主任担当者を選任し、委託者に報告すること。

(2) 疑義の解決

本仕様書に定めのない事項又疑義が生じた事項については、委託者と受託者が誠意をもって協議を行い、その解決を図るものとする。

(3) 損害の賠償

本業務中に受託者が委託者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を連絡し、委託者の指示に従うものとする。なお、損害賠償などの責任は、受託者が負うものとする。

(4) 資料の収集、返却、廃棄

本業務について必要な資料については、委託者の担当職員と調整した上で収集するものとする。使用するデータについては、データ提供元や提供までに必要な期間等を考慮し、収集可能なものとする。

受託者は収集した資料を毀損又は滅失しないよう扱い、本業務の履行期間終了までに返却しなければならない。ただし、委託者と協議の上、許可された場合に限っては、受託者において資料を廃棄することを可とする。

(5) 作業経過の報告

本業務の実施期間中において、受託者は委託者と綿密な連絡を保ち、提案内容及び調査分析内容、業務の進捗状況等について定期的に報告、説明を行い、作業を遂行しなければならない。協議において決定した事項は、打合せ協議簿等を作成しておくものとする。

なお、報告についてはWEB会議等を活用してもよいものとする。

(6) 成果品の提出

受託者は、本業務の成果品を委託期間内に委託者に提出するものとする。

<成果品>

- ①基本構想（病院ビジョン）
- ②基本構想（病院ビジョン）概要版
- ③基本構想（病院ビジョン）の説明に係る根拠資料一式
- ④病院再編にかかる諸条件の整理検討結果
- ⑤病院再編にかかる諸条件の整理検討結果の説明に係る資料一式
- ⑥経営形態移行期にかかる対応方針にかかる各種資料一式
- ⑦各会議体の各会議資料、会議記録、事務打合せ記録一式
- ⑧基本構想策定支援業務、諸条件の整理検討支援業務、経営形態移行期対応方針支援業務にかかる収集データ、調査分析結果データ、加工データ一式

（7）成果品の契約不適合

成果品の提出後に、成果品に契約不適合または疑義が発見された場合は、委託者の指示に従い、受託者の負担において必要な処理を行うものとする。

（8）成果品の帰属

本業務における成果品はすべて委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なく他に使用又は流用してはならない。

（9）守秘義務

受託者は、本業務の遂行上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。

（10）支払い

委託料の支払いについては、業務の完了をもって行う。

（11）その他

本仕様書の内容を変更することが作業上、特に有効又は必要と思われる場合は、委託者受託者協議の上、書面をもって委託者の承認を得るものとする。

また、当該業務における成果品及びデータ等を含むあらゆる制作物について、委託者が著作権を持つものとし、発注者が自由に加工、コピー、ホームページの作成、増刷等を行い、公表できるものとする。